

Q170. 労契法 19 条により雇止め制限が認められるかどうかを判断する際のポイントを教えてください。

実質無期又は契約更新に合理的期待があるかどうかという話と、雇止めに客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性があるかどうかという話を分けて考えるのがポイントです。

実質無期の場合にも契約更新に合理的期待がある場合にも該当しない場合には、期間満了により労働契約は終了し、雇止めに客観的に合理的な理由や社会通念上の相当性は要求されません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎